交通事故を防ぐ 自転車の安全利用を

本市は自転車の利用に適した平坦な地形で、身近な交通手段として自転車利用が多いことから、近隣市と比較して自転車が関連する事故が多い傾向にあります。自転車を運転する人は、「自転車も車の仲間」という意識を持ち、交通ルールやマナーを守りましょう。自転車運転時の注意点は次の通り。

【飲酒運転などの悪質・危険な運転の根絶】▽飲酒運転やあおり運転は車だけでなく自転車も対象となるためやめましょう。

【夕暮れ時と夜間の交通事故防止】▽薄暗い早朝や夕方以降に運転するときは必ずライトを点灯しましょう。

【自転車の安全利用の確保】自転車は原則、車道（左側）を通行しましょう▽信号と一時停止は守りましょう▽スマートフォンを見ながら運転する「ながら運転」をやめましょう。

◎年末の交通事故防止運動　12月1～10日は「年末の交通事故防止運動」期間です。

夕暮れ時は、視認性の低下などにより交通事故の多発が懸念されます。車両は早めにライトを点灯し、歩行者は反射材などを身に着けましょう。

歩行者、自転車・自動車運転者などがそれぞれの立場で規範意識の向上を図り、交通ルールを遵守して、年末の交通事故防止に努めましょう。

★啓発活動を実施　市と伊丹警察署は、事故多発交差点などにおいて、街頭啓発活動を実施しています＝**左上写真**。同活動では、自転車による悪質な交通ルール違反を認めた場合、直接指導するなどを行っています。

＊　＊

問市都市安全企画課☎784・8055。

知っておこう ヘルプマーク

ヘルプマーク＝**左写真**＝は、▽義足や人工関節を使用▽内部障害や難病▽妊娠初期――の人などで援助や配慮を必要としている人たちが、周囲の人たちに配慮を必要としていることを知らせるマークです。同マークを身に着けた人を見た際は、▽電車・バス内で席を譲る▽困っているときは声をかける――など思いやりのある行動を。

同マークは、市障害福祉課、こども福祉課、介護保険課、保健センターで配布しています。

問市障害福祉課☎784・8032。

◆伊丹スポーツセンター飲食店舗出店業者を募集　市は、伊丹スポーツセンターの飲食店舗出店業者を次の通り募集します。

【応募資格】▽安定した経営能力があり、直接出店（あっせんや派遣不可）▽税を滞納していない▽3年以上の飲食店経営実績がある――など。

申12月1日から市役所4階のスポーツ振興課で配布する申込書（市ホームページからダウンロード可）に必要事項を書き、法人登記簿謄本・納税証明書などを添えて、12月7～25日に直接、同課（☎784・8088）へ。審査あり。

◆ぷちばとーの運営事業者を募集　2022年の新庁舎供用開始に向けて、市共同店舗「ぷちばとー」のリニューアルと運営事業者の公募を受け付けします。事業内容などは次の通り。

▽事業内容＝市役所内スペースにおける、障がい者施設の物品販売、飲食物の提供▽対象＝市内の就労継続支援事業所。

申12月1～18日に申請書（市ホームページからダウンロードの個人▽大企業の子会社でない、資本金か出資金の額が1億円以下の法人（資本と出資を持たない法人は従業員が千人以下）。ただし、性風俗関連特殊営業を行う個人・法人は除く。

【軽減率】2～10月の連続する任意の3カ月間の事業収入の合計が▽前年同期比で50％以上減少＝全額免除▽30～50％未満減少＝2分の1軽減。

申市役所2階の資産税課で配布する申告書（市ホームページからダウンロードも可）に必要事項を書き、認定経営革新等支援機関等が確認の上、申告書（原本）と確認依頼で提出した書類（写しも可）を来年2月1日までに直接か郵送（消印有効）で〒664・8503伊丹市役所資産税課へ。

◎固定資産税（償却資産）の申告　市内に事業用の償却資産を持っている人は、個人・法人を問わず毎年1月1日現在の償却資産の内容を申告期限（来年2月1日）までに市に申告しなければなりません。

＊　＊

問市資産税課☎784・8023。

◆スマートフォンから確定申告を　マイナンバーカードとマイナンバーカード対応のスマートフォンを持っている人は、e-Taxで確定申告ができます。詳しくは伊丹税務署☎779・6121へ。

◆国民健康保険税の納付は口座振替で　市は、感染症拡大防止対策として、国民健康保険税の口座振替をお勧めしています。

口座振替は、専用端末に金融機関のキャッシュカードを通し、暗証番号を入力することで登録できます。

取り扱い金融機関や登録方法は、市ホームページ（**下二次元コード**から読み取り可）で確認を。

また、非接触型の納付（モバイルレジ、LINE Pay）もできます。

問市国保年金課☎784・8040。

シリーズ 人権尊重のまちづくり③ 高齢者が生きるとは

傾聴ボランティアとして施設を訪問し、高齢者4人の話から感じたことを3回連載しています。

人らしく生きる、生きたいと思うことは、高齢者もそうでない人も一緒です。何をもって人らしいかは、さまざまな表現があると思います。

私がまず思うのは、自分の意思や感情を表出できる、ということです。傾聴ボランティアで施設を訪問すると、表情も動きも乏しく、じっとしている人がいます。了解を得て隣に座り、何でもない話題からやりとりを始めます。少しずつですが、会話が進みます。

人は誰でも、自分を表現するには、自分の前に立ち止まって聞いてくれる人の存在が必要です。表現の力が弱い人は、特にそれが必要です。自分を表現することは、他者との会話、コミュニケーションにつながります。

表現したことに他者が応じてくれることで、自分の存在を実感できます。施設スタッフ以外で私たちが立ち止まれる存在の一つとなればと願っています。

話を聞いていると、故郷のことに触れることがあります。「原風景」という言葉があります。人の心にある原初の風景で、思い出すことで安心、充足の感情が湧き出るといわれます。

無条件で可愛がってくれた祖父母、苦労して育ててくれた両親も、心の原風景です。それらの話題が深まり、鮮明になるようやりとりを続けます。

Dさんは、若いころ好んだ歌謡曲を思い出し口ずさみます。表情が弾んでいます。楽しい原風景です。

箱庭療法で、故郷の懐かしい景色を作品に表現し、穏やかに終末を迎えた高齢者の事例報告に接したことがあります。原風景や楽しかったこと、懐かしいことなどを心に刻み、平穏な日々を送られることを願うばかりです。

（人権教育指導員　鈴木　隆一）

令和３年度 個人市民税を改正

令和3年度から個人市民税の制度が次の通り改正されます。

【給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替】特定の収入にのみ適用される給与所得控除額・公的年金等控除額がそれぞれ10万円引き下げられ、どのような所得にでも適用される基礎控除額が10万円引き上げ。なお、給与所得と年金所得の両方を有する人は、片方に係る控除のみが減額されるように、給与所得控除後の給与所得から最大10万円を控除する措置が講じられます。

【給与所得控除の見直し】給与収入金額が850万円を超える場合の給与所得控除額が、195万円に引き下げ。ただし、子育て・介護に配慮する観点から、23歳未満の扶養親族や特別障害者である同一生計配偶者か扶養親族を有する人などに負担増が生じないように措置が講じられます。

【公的年金等控除の見直し】公的年金等収入金額が1千万円を超える場合の公的年金等控除額に、195万5千円の上限が設けられます。また、公的年金等収入以外の所得が1千万円を超える場合は10万円、2千万円を超える場合は20万円、公的年金等控除額が引き下げられます。

【個人市民税の非課税措置について】給与所得控除や公的年金等控除から基礎控除への振り替えから、所得金額が10万円増加するため、非課税措置の合計所得金額要件を10万円引き上げ。

【基礎控除及び調整控除について】合計所得金額2千400万円超の人は、基礎控除額が逓減（ていげん）し、2千500万円超の人は、基礎控除と調整控除が適用除外。

【ひとり親に対する税制上の措置の見直し】▽婚姻歴の有無、性別による税制上の差を無くし、合計所得金額500万円以下の全てのひとり親に適用するひとり親控除を創設▽合計所得金額が135万円以下のひとり親を非課税の対象に。

問市市民税課☎784・8022。

◆固定資産税・都市計画税の軽減措置　市は、中小事業者など（個人・法人）の所有する事業用家屋と償却資産に係る令和3年度固定資産税・都市計画税の課税標準を、事業収入の減少率に応じて次の通り軽減します。

【対象】▽従業員が千人以下

不審電話にご注意を

市役所職員などを名乗り、健康保険料（税）の還付金振込口座を聞くことやATMへ誘導するなどの不審電話が市内で多発しています。ご注意ください。

市国保年金課☎784−8040
市後期医療福祉課☎784−8041